

動物病院等の広告の制限について

広告の制限は、動物診療の場において専門的知識が十分でない飼い主さんたちが広告に惑わされないようにするための獣医療法の規定ですが、近年、飼養者の中から獣医師や動物病院の情報をもっとよく知りたいとの強い要望に応えるため、平成 20 年 8 月に広告制限が緩和される省令改正がありました。一方、低価格競争や質の低い診療による被害を防ぐため、費用広告の禁止等 3 つの禁止事項が盛り込まれましたので、例をあげて御紹介したいと思います。

獣医療法第 17 条

第 17 条 何人も、獣医師（獣医師以外の往診診療者等を含む。第 2 号を除き、以下この条において同じ。）又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その**技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。**

- 一 獣医師又は診療施設の専門科名
- 二 獣医師の学位又は称号

2 前項の規定にかかわらず、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、**広告しても差し支えないものとして農林水産省令で定めるものは、広告することができる。**

広告とは・・・

随時に又は継続してある事項を広く知らせるものであり、誘引性、特定性及び認知性を有するもの

広告である	テレビコマーシャル、ラジオコマーシャル、新聞広告、チラシ、ダイレクトメール（ハガキ等）、インターネットのバナー広告や広告サイト等
広告でない	外から見えない院内掲示物やパンフレット、飼育者の求めに応じて行う説明や配布物、新聞社や雑誌社の記事、地方公共団体の公報、診療施設のホームページ、学術論文・発表、診療施設の職員募集に関すること

技能・療法とは・・・

獣医師が行う診療に関する獣医学的判断や技術に関する能力、治療方法

技能・療法である	診療、病の予防、病の予防注射、病の検査、検査、診断、手術、CT センター、リハビリテーション、延命治療、外科と放射線科の専門科による治療が受けられます、技能・療法を示すイラストや写真等
技能・療法でない	具体的な治療内容の表示がない場合の治療・予防・検査・診断、健康管理、健康相談、医療相談、食事指導、手作り食の指導、ペットの心のケア、介護相談、訪問介護、急患随時受付、救急対応、救急診療、救急テレホンサービス、最先端治療、最先端医療・治療機器、最先端医療・治療技術、高度医療検査、精密検査、ホスピス、セカンドオピニオン、インフォームドコンセント、治療費については電話で確認してください、湯治、ジェットバス、眼科の診療に力をいれています、東洋医学と西洋医学をバランスよく取り入れています、診療施設の写真（技能・療法を表現していないものに限る）、一般的な診療風景を示すイラスト等

広告制限の特例（獣医療法施行規則第 24 条）

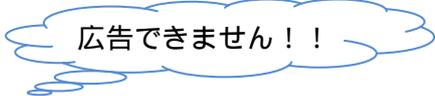
- 獣医師名簿登録年月日・番号、診療施設開設年月日
- 所有している医療機器
- 犬猫の避妊去勢手術
- 狂犬病その他動物の疾病の予防注射
- 動物用医薬品による犬フィラリア症の予防
- 飼育動物の健康診断
- 獣医療技術の向上、獣医事学術研究に寄与を目的として設立された民法第 34 条の法人の会員
- 農林水産大臣指定の臨床研修診療施設

広告できます！

家畜改良増殖法第 3 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと
 家畜伝染病予防法第 53 条第 3 項に規定する家畜防疫員であること
 家畜伝染病予防のための自主的措置実施のために設立された民法第 34 条の法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること
 農業災害補償法第 12 条第 3 項に規定する組合等若しくは農業共済組合連合会から同法第 96 条の 2 第 1 項に規定する施設として診療を行うことにつき委託を受けていること又は組合員等の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること

3つの広告禁止事項

- 比較広告：他の診療施設と比較して優良である旨の広告
- 誇大広告
- 費用広告：技能・療法と合わせての費用（料金）広告



具体例

広告できる	広告できない
獣医師名簿登録年月日・番号、診療施設開設年月日 ・平成 年 月より開業しています（最新の開設届出年月日） ・今年で開業 年目を迎えました	・移転や法人化で新規開設した場合、以前の開設日を広告（最新の開設届出日でないと広告できない）
所有している医療機器 ・一般的名称（X線・CT等） 導入台数・年数 ・動物専用の医療機器の写真掲載 ・動物病院腫瘍科でMRIを導入しました。	・医療機器が特定される販売名、型式番号等 ・動物専用でない医療機器の写真掲載 ・MRIによる腫瘍診断を実施（技能・療法） ・PET装置地域最速導入（比較又は誇大）
犬猫の避妊去勢手術 ・犬猫避妊去勢手術の術式（卵巣子宮全摘出等） ・犬・猫の去勢・避妊手術随時受付	・犬猫以外の動物の避妊去勢手術 ・これまで～件避妊手術の実績があります（比較又は誇大） ・犬の去勢手術 分でできます（比較・誇大） ・インプラント皮下埋め込みによる避妊を実施します（生殖不能の手術ではない）
狂犬病その他動物の疾病の予防注射 ・薬事法で承認された対象動物、効能効果、接種回数等 ・犬猫に狂犬病予防注射、混合注射（ジステンパー、パルボウイルス感染症、病予防）を実施しています。	・効果抜群のワクチンを注射しています（誇大） ・ワクチン注射と健康診断で10%割引（費用） ・ワンちゃんの去勢手術も往診します（誇大） ・当院で行う避妊手術は比較的 안전한手術です（誇大） ・ハムスターにも 病のワクチンがあります（薬事法上承認されていない）
動物用医薬品による犬フィラリア症の予防 ・犬フィラリア症の検査・予防をしています。 ・月1回の経口投与でフィラリア症の予防を行っています。	・犬フィラリア症の治療できます ・どこよりも安くフィラリア症の予防を行います（比較・費用） ・フィラリア症の予防と同時に犬回虫を駆除します（フィラリア症の予防から逸脱）
飼育動物の健康診断（身体検査、血液一般検査、尿検査、糞便検査、エックス線撮影等） ・健康診断随時受付 ・動物（犬・猫）ドック、1日ドック受付中	・さん（著名人）の猫ちゃんも当院の健康診断を受けています（比較） ・健康診断無料（費用） ・ワクチン接種と健康診断でセット割引となります（費用）

獣医療技術の向上、獣医事学術研究に寄与を目的として設立された民法第34条の法人の会員	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師会会員 ・ 日本獣医学会会員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県獣医師会会長、支部長等（役職の広告はできない）
その他	
（技能・療法・経歴に該当しない） <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療施設名称、住所、電話番号、勤務獣医師の氏名 ・ 診療日、診療時間、予約診療 ・ 休日又は夜間の診療、往診の実施 ・ 診療費の支払い方法 ・ 入院施設完備、駐車場完備 ・ ペットホテル、トリミング、しつけ教室実施 ・ 動物医療保険取扱代理店・病院 ・ 一般的な診療風景を示すイラストや写真 ・ 広告制限の特例事項のイラストや写真 ・ 大学病院や他の動物病院と連携 ・ 費用については、電話で確認してください 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板に「針・灸」と書くこと（技能・療法） ・ 具体的な技能・療法を示すイラストや写真 ・ どの動物病院より安全に手術を行います（比較） ・ より安価な、安価にて、低価格で、料金は相談に応じます（費用） ・ 去勢手術、ワクチン、健康診断、フィラリア症予防薬投与等 円でできます（費用）
広告できる	広告できない

広告と見なされる物に関しては、上記のような広告の制限が設けられています。同じような表現であっても、広告できないものもありますので、具体的なことは当所までお問い合わせ下さい。

薬事法における広告の制限

上記については獣医療における広告の制限事項ですが、獣医療の広告をする場合は、薬事法や景品表示法からの規制も受けます。また、獣医療法では広告とみなされない媒体（院内掲示物、ホームページ等）にであっても、薬事法上では広告となります。つまり一般の人に知らせるための手段はすべて含まれるため、薬に關係する広告は薬事法に抵触しないよう注意する必要があります。

薬事法で禁止されていること

医薬品の販売・授与をうかがわせる表現・行為

（薬事法に基づく販売業の許可がないと販売できません！）

（例）「（医薬品名等）を販売しています」「を購入された方には・・・」「をまとめ買いされる場合は・・・」等

受付カウンターや待合室に、のみ取り薬などの医薬品を陳列することや空箱を展示すること

自らの診療による処方でない医薬品の交付

（例）「フィラリア予防薬を7か月分要望された方には、1か月分プレゼント」等

取り扱う医薬品名の広告

（例）「当院は、（動物用医薬品名）を使用しています・お勧めします」
「フィラリア予防薬 おやつタイプ」特定の医薬品を暗示していると見なされる
特定の医薬品の販売促進用ポスターを診療施設内に貼ること
製薬メーカーのロゴマーク、商品名が入ったハガキを飼い主さん宛に送ること

ペットフード販売で、疾病の治療又は予防を目的とする表現の広告

（例）「処方食」「治療食」薬事法上医薬品と見なされる（「療法食」という表現は可能）
具体的な疾病名、症状名の予防、病の治療（改善）を明記
医薬品的な効能、効果をうたうことは未承認医薬品の広告にあたる

広告の制限については、農水省ホームページや当所ホームページも御参照ください。

栃木県県央家畜保健衛生所

〒321 - 0905 宇都宮市平出工業団地 6-8

E-mail : kenou-khe@pref.tochigi.lg.jp

TEL : 028 - 689 - 1200

FAX : 028 - 689 - 1279